







(5大学共通)報道機関への資料提供・取材受付開始日時:令和3年3月04日(木)15:00 (5大学共通)報道機関による報道解禁日時 : 令和3年3月18日(木) 17:00

四国5国立大学法人連携による 「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」設立について

高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、四国の各国立大学がこれまでの連携によって推進してきた四国地域における高等教 育の機能強化をさらに発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、四 国地域の発展に貢献することを目的として、令和3年3月18日(木)に 四国 5 国立大学法人(徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛 媛大学、高知大学)が設立時社員となり 「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」 を設立します。

「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」について

1. 法人の事業例 (1)人材育成の充実に関すること

(2)連携教職課程の設置と運営に関すること

(3)研究の活性化に関すること

(4)社会連携の推進に関すること

文部科学省において、大学等が社員となり連携事業・連携業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が 2. 当面の展望 「大学等連携推進法人」として認定する制度が創設された。

> 本一般社団法人は、令和3年度中を目途に同制度の認定を受けることにより、例えば「大学等連携推進法人」 のみに認められる教育上の特例を活用した「連携教職課程」を開設する。

> 「連携教職課程」等により教員養成の高度化と効率化を推進することで、「教員養成は四国の国立大学で」 と言われるぐらいの全国モデルとなるような魅力と特色のある教員養成の実現を目指す。

「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構 | 設立式及び記者会見

1. 日時 令和3年3月18日(木) 15:30~16:30 ※設立式からご取材いただけます。

2. 場所 オンライン形式(ZOOMによる5大学会場)

> 徳島大学 事務局3階コミュニケーション・ハブ (徳島県徳島市新蔵町2-24)

鳴門教育大学 (香川大学と同会場)

香川大学 大学本部 4 階大会議室 (香川県高松市幸町1-1)

愛媛大学 本部5階第1会議室 (愛媛県松山市道後樋又10-13)

高知大学 (会場を設置せずZOOM出席)

3. 式次第 設立式開会 (1)

> 法人紹介 国立大学法人香川大学長 筧 善行(かけひよしゆき) (副代表理事) (2)

代表理事挨拶 国立大学法人鳴門教育大学長 山下一夫(やましたかずお)(代表理事) (3)

国立大学法人徳島大学長 野地澄晴(のじすみはれ) (4) 理事挨拶

> 国立大学法人香川大学長 筧 善行(かけひよしゆき) 大橋裕一(おおはしゆういち) 国立大学法人愛媛大学長

国立大学法人高知大学長 櫻井克年(さくらいかつとし)

(5) 記念撮影

設立式閉会 (6)

(7) 5大学合同記者会見(質疑応答)

【発信元】			
大学	担当部署・担当者	電話番号	メールアドレス
国立大学法人徳島大学	総務部総務課長 津川咲子	088-656-7005	soumukachou@tokushima-u.ac.jp
国立大学法人鳴門教育大学	経営企画戦略課長 内海美佐緒	088-687-6243	kikaku@Naruto-u.ac.jp
国立大学法人香川大学	企画総務部総務グループリーダー 渡邊康一郎	087-832-1011	soumkt@kagawa-u.ac.jp
国立大学法人愛媛大学	広報課長 桐野律子	089-927-8968	koho@stu.ehime-u.ac.jp
国立大学法人高知大学	法人企画課長 山内勝	088-844-8658	hj03@kochi-u.ac.jp

国立大学法人高知大学

国立大学法人徳島大学





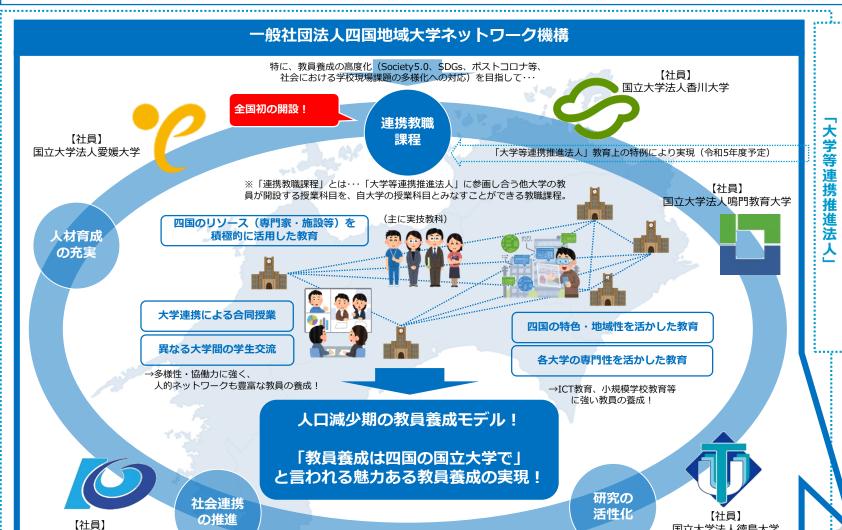


四国の全5国立大学法人(徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)は令和3年3月18日、同5国立大学法人が社員となる「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」を設立する。 初代代表理事には山下一夫鳴門教育大学長(68歳)、初代副代表理事には筧善行香川大学長(66歳)が就任。

同法人は、文部科学大臣から認定を受けることで、全国初(令和3年度予定)の地方ブロック全域の国立大学法人間による「大学等連携推進法人」を目指す。

同法人は、Society5.0、SDGs、ポストコロナ等の社会における四国の地方創生機能を最大化するため、5国立大学による共創でなければ生み出せないシナジー(相乗)効果が生まれる人材育成の充実、研究 の活性化、社会連携の推進といった事業を展開していく。

特に当面の推進事業は、四国の地域性や協働力等に強い教員を連携して養成するという、**人口減少期の教員養成モデル**となる「連携教職課程」を全国で初めて開設(令和5年度予定)する。



全国初! 地方ブロック全域の国立大学 法人間による「大学等連携推 進法人」

認定(令和3年度予定)

文部科学 大臣

SUSTAINABLE GOALS







Society 5.0











区分	事項		説明		
1. 一般社団	01	設立時社員(会員) について	5 社員 (国立大学法人徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)		
法人	02	他機関(地方自治体 や企業等)の参画予 定について	将来的には他機関も参画する法人への拡充も想定されるが、これまでの5国立大学の連携を更に推進・強化し、本法人を主体的に運営していく趣旨から、当面は5大学のみを社員とする。		
	03	設立時役員について	理事 ・ 山下 一夫(国立大学法人鳴門教育大学長)(代表理事) 5名 ・ 野地 澄晴(国立大学法人徳島大学長) ・ 筧 善行(国立大学法人香川大学長)(副代表理事) ・ 大橋 裕一(国立大学法人愛媛大学長) ・ 櫻井 克年(国立大学法人高知大学長)		
			監事 ・ 近藤 芳夫(国立大学法人鳴門教育大学監事) 2名 ・ 井関佳穂理(国立大学法人鳴門教育大学監事)		
	04	法人の目的について	定款第3条: この法人は、高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、四国の各国立大学がこれまでの連携によって推進してきた四国地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、四国地域の発展に貢献することを目的とする。		
	05	法人の事業について	定款第4条: (1)人材育成の充実に関すること (2)連携教職課程の設置と運営に関すること (3)研究の活性化に関すること (4)社会連携の推進に関すること		
		設立時期(令和2年 度)について	文部科学省において創設された「大学等連携推進法人」制度(令和3年2月26日制度創設)について、全国でも先導的に認定を受けるため、本法人を設立。		
	07	代表理事が「鳴門教育大学長」であることについて	本法人の事業の中でも、当面は「(2)連携教職課程の設置と運営に関すること」を 優先的に推進し、四国における教員養成の高度化を実現していくため。		
2. 大学等連 携推進法 人	08	「大学等連携推進法 人」制度について	文部科学省(中央教育審議会大学分科会)において創設された制度(令和3年2月26日制度創設)。 国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度。 文部科学大臣から「大学等連携推進法人」認定を受けることで、教育上の特例として、授業科目の共同開設、それを応用して教員を養成する「連携教職課程」の構築が可能となる。(別紙①参照)		
			※国立大学法人同士自体を統合する「一法人複数大学(アンブレラ)」とは異なり、各国立大学法人の「外」に設立した一般社団法人が認定を受ける制度。		
	09	「大学等連携推進法 人」認定時期につい て	令和3年度(2021年度)中に申請・認定を目指している。 「大学等連携推進法人」制度が令和3年2月26日に創設されたことから、全国でも 先導的、特に県域を越えた地方ブロック内の全国立大学法人同士による「大学等 連携推進法人」は全国でも唯一である。		











区分		 事項			
3.	10	「連携教職課			
連携教職課程	10	程」について	文部科学省(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)において設計中の制度。 大学等連携推進法人を構成する大学間であれば、授業科目を共同して1つの教職課程を備えることができる。 これは、「共同教育課程」と異なり、学位課程(学部)を共通化せずとも、教職課程のみを共通化できる制度である。(別紙②参照) ※教職課程=教育職員免許状の授与のために、所定の単位・科目を設定した課程		
	11	連携教職課程のメリットについて	1. 連携による教育リ 5 大学が有している専門性を活かし合う教育 、四国 4 県の リソースの拡大・充実 リソース(専門家,施設等)、四国の特色・地域性を積極 的に活用する教育を行うことが出来る。また、ICT教育、CBT(Computer Based Testing)、小規模学校教育な どに先導的に取り組む。		
			2. 連携によるスケー 単独大学では開講困難な集団実技,合同授業を実現するこ ルメリットを活かした とが出来る。 教育		
			3. 異なる大学間の学 異なる大学の学生交流による, コミュニケーション能力の		
	12	連携教職課程の必要性について			
	13	教員養成の高度 化に関する、これまでの四国5 国立大学連携の 経緯について	 取職 平成28年度(2016年度)から「四国地区教職大学院連携協力推進協議会」(鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)を設置し、平成29年度(2017年度)に4教職大学院での単位互換協定に関する協定を締結。 ■ 平成30年度(2018年度)から、四国5国立大学間で「四国地区教員養成・研修連携会議」を設置し、文部科学省における制度設計と並行して「連携教職課程」設置(実技5教科から)の検討を進めてきた。 ● 令和2年度(2020年度)現在、免許教科(実技系)別の5WG(音楽・美術・保体・技術・家庭)が設置され、令和5年度(2023年度)「連携教職課程」設置に向けた検討を進めている。 		
4. 四国 5 国立大学連携	14	四国5国立大学の連携について			

◆ 徳島大学









区分	事項 説明		説明	
5. その他 15	15	国改び学成学に政針て立革国教大部対府に大、立員学改すのつ	平成26年度 (2014年度) 7月	下村文部科学大臣「学長・機構長会議での挨拶」 (文教速報8035号より) 改革に真剣に取り組まない国立大学は、淘汰されてもやむを得ない。改革を推進する大学については文科省として積極的に後押しする。各大学の強み・特色を最大限に生かすこと。
			平成27年度 (2015年度) 6月	文部科学省通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」(抜粋) 1 組織の見直し (1)「ミッションの再定義」を踏まえた組織の見直し 「ミッションの再定義」で明らかにされた各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた速やかな組織改革に努めることとする。特に、教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする。
			平成29年度 (2017年度) 8月	文部科学省「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて 一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書 – 」(抜粋) 3.課題に対する対応策 国立教員養成大学・学部は、一部教科の教員養成機能の特定大学への集約や共同教育課程の設置、総合大学と教員養成単科大学の統合、教員養成単科大学同士の統合等を検討し、第3期中期目標期間中に一定の結論をまとめること。
			平成30年度 (2018年度) 11月	中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」 (抜粋) 大学等の連携・統合の促進 3. 国公私立の枠組みを越えた連携の仕組み 国公私立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育 研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能と する制度(大学等連携推進法人(仮称))を導入する。その際、連携を推 進するための制度的な見直し(例えば、単位互換制度に関連して全ての科 目を自大学で開設するという設置基準の緩和等)を、質の保証に留意し つつ、併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済と ならないよう配慮する。
			令和元年度 (2019年度) 6月	文部科学省「国立大学改革方針」 「取り組むべき方向性」の中の、「7. 国立大学の適正な規模」の項目において、「教員養成系大学・学部の高度化と、他大学との連携・集約」と特に記載されている。 そして、「文部科学省としては、今後、以下の事項を検討し、手厚い支援と厳格な評価を通じ、第4期中期目標期間に向けて、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、国立大学の改革を後押ししていく。」と述べ、「強靱な国立大学を支える基盤の強化に向けた規制緩和と体制整備」の一つに「『大学等連携推進法人(仮称)』の導入」を挙げている。
			令和元年度 (2020年度) 12月	「『国立大学改革方針』を踏まえた国立大学との徹底した対話の 実施に向けた調書」における「⑦国立大学の適正な規模」について、四国 5 国立大学が教員養成について、共通の記載にしている。
				四国地区全体における教員養成機能の高度化及び限られた資源の連携・活用に向けて、四国地区教員養成・研修連携会議(平成30年(2018年)10月3日設置)を中心として、四国5国立大学において協議を重ねてきた。令和元年(2019年)11月に、「大学等連携推進法人(仮称)設置を検討する委員会(仮称)」を設置することが四国5国立大学間において合意され、「大学等連携推進法人(仮称)」制度を活用することによる共同教職課程の設置等の検討に着手している。

脜

10

闄

捙

紙

2









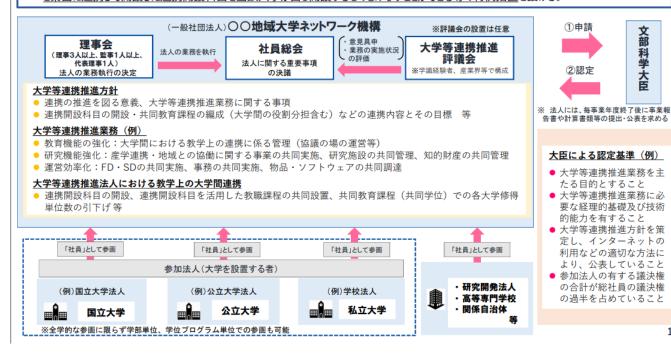
文部科学大臣

1

大学等連携推進法人について

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと 幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施す るなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学 と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について(案)①

制度創設の趣旨及び経緯

準)

令和2年9月17日第116回教員養成部会資料4

教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」 (令和2年2月)において、

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
- ②学内の2以上の学部が連係して学部等連係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設
- ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設
- について提言されており、当該提言を受けて制度改正を行う。

①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設(省令及び基準の改正)

国公私立の複数大学を束ねる大学等連携推進法人(一般社団法人)として文部科学大臣に認定された場合に、 大学等連携推進法人に参画する大学や複数大学法人が設置する大学は、大学設置基準等の自ら開設の原則の 例外として参画する他の大学と連携して開設する科目を自らが開設したものとみなすことができる特例を設ける こととされている。

大学等連携推進法人及び 複数大学法人 A大学 B大学 C大学 (教職課程) (教職課程) (教職課程

共同実施制度

今回新設

〇教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

単位互換制度

共同の学位プログラムの下設置される複 各大学が開設している授業科目につ 大学等連携推進法人や複数大学法人に参画す 数大学の教職課程を同一のものとみなし、 仕組み いて単位互換協定に基づき、自らの る大学が連携して開設する科目(連携開設科目) 大学が開設する授業科目をお互いに自ら 大学の授業科目とみなす仕組み を自らの大学の授業科目とみなす仕組み 開設する授業科目とみなす什組み 大学が開設する 「教職に関する科目」のみ3割を上限 「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科 「教科及び教職に関する科目」において他 授業科目上の特例 に他の大学が開設する授業科目を 目については8割を上限に自らが開設する授業 の大学が開設する授業科目の全てを自ら 自らが開設する授業科目とみなす が開設する授業科目とみなす (免許法施行規則) 科目とみなす(※1) 上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の 専任教員の共通化 免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の 大学間の専任教員の共通化を可能とする (教職課程認定基 なし 認定を同時に受けようとする場合(連携教職課

程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、

大学間の専任教員の共通化を可能とする

※1連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

- ※2連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)
 - ・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれていること
- 教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。
- ・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。

17